

大田市告示第83号

大田市要保護児童対策地域協議会運営要綱（平成17年大田市告示第128号）の一部を次のように改正する。

令和5年4月20日

大田市長 楫野弘和

別表庁内会議の部教育委員会総務課の項及び実務者会議の部総務部人権推進課の項を削る。

附 則

この告示は、令和5年4月20日から施行し、令和5年4月1日から適用する。